

Title	北米合衆国の通貨制度 (一)
Sub Title	
Author	三宅, 嘉十郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.10 (1917. 10) ,p.1359(109)- 1374(124)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171001-0109">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171001-0109</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

られしもの、中には吾人をして抱腹絶倒せしむる妙案少からず、又、同國政府其者にありても「ワルデック、ルーソー」の如きは千九百二年を以て人口問題に關する委員會を組織せしも、其經費の都合にて一時中止するに至れり、其後千九百七年に至り出産數よりも死亡數多きに驚きし當時の佛國政府は更に本委員會を復活せしも何等具體的の解決案に接せず、而して一面「ルーア、ボリュ」の如きは此解決策を國家とを連結して、將來佛國政府は勿論、地方自治體の官吏に至る迄、少くとも三人以上の子供を有するものを以て任命すること、即ち公職を以て此問題の解決をなすことは人口問題に對し最も好個の影響を與ふ可しと云ふにあり、次ぎに彼れが第二の策として論せし處は兒童の出産數に對して獎勵金を附與す可しと云ふにあり、即ち彼の論ずる處によれば佛國の豫算は商船や麻栽培や、蠶糸や馬匹の保護獎勵の爲めに少からざる資金を投せるに對して、獨り之れが人口増加に對する獎勵資金を除外することなかる可し、斯

くて彼れは第三子以上の出生に對しては各兒出生毎に其家庭の貧富を論せず、二年間に五百法を支給し、年に出生者を三十萬乃至三十五萬と見積りて一億五千萬乃至一億七千五百萬法を豫算上に計上す可きことを以てせり、以上の計畫に對して「ベルテロン」の如きは出生者を多數有する家庭をして租税の如き國家的義務を輕減せしめ年若しくして父たる地位にあるものは之れが兵役の年間を短縮し、兒童多き寡婦は國家之れが生計を補助し新「マルサス」主義を信奉する家庭は一朝其相續者に引繼ぐ場合に於て高率の相續税を課す可きことを以てせり、又た獨逸の有名なる歴史家にして今は故人たる「カール、ランプレト」の如きは之れが救濟策の重要な要素として國民の自己修養殊に宗教的の復活を以てせり、之れを要するに將來に於ける佛國人口の増加は其根本的の動機を國民の精神的改造に俟たざる可からず。然かも戰後の物價騰貴即ち生活難と多産主義とが果して調和し得可きや蓋戰後の佛國にとりて最も興味ある問題たるを失はざるなり。

### 北米合衆國の通貨制度(二)

三宅嘉十郎

#### 要 項

- 一、合衆國の通貨の種類及流通高
  - 二、合衆國の貨幣(硬貨)
  - 三、合衆國の政府紙幣(以上本號)
  - 四、銀行券
  - 五、聯邦準備紙幣
  - 六、合衆國通貨制度の將來
- 米國の貨幣制度及紙幣發行制度は、其の複雑にして且種類の様なる他國に多く例を見ざる所にして、殊に一九一四年以來實施せる新銀行法に依り、更に二種の紙幣を加へ益々複雑を増したるが如し。されば合衆國通貨制度の全般に涉りて之を詳説するが如きは固より容易の業に非ざるべく、茲には其現在流通せる十種の通貨

を基礎として其大要を紹介するに止めんとす。

#### 一、通貨の種類及流通高

今日北米合衆國に流通せる通貨の種類は金貨金證券、本位銀貨、銀證券、補助銀貨、一八九〇年大藏省紙幣、合衆國紙幣、聯邦準備紙幣、準備銀行券及國立銀行券の十種にして、同國大藏省月報に依れば本年八月一日に於ける此等各種通貨の流通高は左の如し。

種 目	流 通 高
金 貨 Gold Coin	七四八、一四八
金 證 Gold certificate	七三六、九六六
本位銀貨 Standard silver Dollars	七、八一〇
銀 證 Silver certificate	四三七、四八八
補助銀貨 Subsidiary silver	一九四、九七五
大藏省紙幣 Treasury notes of 1890	一、九五九
合衆國紙幣 United States notes	三三六、一三四
聯邦準備紙幣 Federal Reserve notes	五八一、一六六
準備銀行券 Reserve bank notes	一二、六二九
國立銀行券 National bank notes	六九四、八〇五
合 計	四、八五二、〇八四
其他白銅貨及銅貨	若 干

而して右十種の通貨の中硬貨に屬すべきものは、金貨、本位銀貨、補助銀貨、及び其他の補助貨幣にして、残りの七種は全部紙幣に屬し、且準備銀行券及國立銀行券の二種は其紙幣上の責任各發行の銀行に存し純然たる兌換銀行券なるも其他の五種は兌換の責任政府に在りて全く政府紙幣たるの性質を有す。故に合衆國の通貨は左の三種に大別することを得べく、以下順次各項目に就て説く所あるべし。

貨幣——金貨、本位銀貨、補助銀貨、  
政府紙幣——金證券、銀證券、大藏省紙幣、合衆國紙幣、  
聯邦準備紙幣、  
銀行券——準備銀行券、國立銀行券

### 二、貨 幣

今日に於ける合衆國の貨幣制度は一方に本位銀貨存するも、其鑄造は廢止せされ流通高に制限あれば事實に於て金を價格の單位とする金貨本位制度なりと稱するを得べし。合衆國が今日

の如く金貨本位制度を形成するに至る迄には幾多の波瀾を経來りしものにして、合衆國貨幣制度の現状を明かにする爲め其變遷の主要を述べ置くべし。合衆國貨幣法の制定は一七九二年の昔に存し、最初金銀兩本位制を採用し、當時の金銀市價を標準として貨幣量目を定め、金貨一弗は純金二四・七五グレン銀貨一弗は純銀三七・二五グレンの量目を有せしむることとし、即ち金銀の比價を「 $15:1$ 」となしたり。然るに未だ貨幣を鑄造せざるに先ち、金の價格騰貴し銀と「 $15:1$ 」の比價の割合となるに至りしかば何人も金貨の鑄造を請求する者なく銀貨のみ市場に流通せり。故に一七九二年の貨幣法は金銀兩本位制を採りしに。實際に於ては銀單本位と同様の結果に陥れり。其後一八〇六年一時銀貨の鑄造を停止し専ら銀行券の流通を見たりしが一八三四年の貨幣法に於ては金貨の流通を回復するに意を用ゐ、十弗金貨の純量目を二三二グレン

ンに改め、尋で一八三七年品位を〇・九とし、純量目を二三二・二グレンとし、銀に對する比價を「 $16:1$ 」(精確に言へば「 $15.988:1$ 」)と定めたりしが、當時市場に於ける金銀比價は恰も「 $15:1$ 」の割合に相當せしかば、從來の貨幣法と異にして銀は貨幣たるよりも銀塊として賣らるゝの利益となるに及び、銀貨は流通市場より續々驅逐さるゝに至れり。一八四七年に於けるカリフォルニヤ金鑛及數年後の濠洲金鑛の發見等は益々此勢を助長せり。

かく銀貨の減退せる爲め、市場は小額貨幣の缺乏を來せしかば、一八五三年の補助貨幣法は從來自由鑄造を許せる小額銀貨の發行を廢止し且其量目を從來の七分丈け削減せり。即ち小額補助銀貨は之を定位貨幣となすと共に、五弗を限り法貨として強制通用力を有せしめたり。一八五三年の貨幣法は本位銀貨に就ては何等改正を加ふる所なかりしを以て、「 $16:1$ 」の比價を以

てしては銀貨は依然流通市場に止まらず。されば一八三四年の貨幣法改正以來、合衆國は事實に於て金單位制を維持したり。故に南北戦争後一八七三年に於ける貨幣法に依り銀貨の鑄造廢止されしも、當時の金銀比價を以ては何人も銀貨鑄造を請求する者なく、殆んど三十餘年の永き市場に銀貨の隻影を認めざる程なりしかば、銀貨の鑄造廢止は一般社會の注意を喚起するに至らざりき。

然るに一八七三年以後に至りて銀需給の形勢一變し、合衆國が貨幣法を創設せし一七九二年より一八七三年に至る八十餘年間に於て、金銀の比價は概ね「 $16:1$ 」及び「 $15:1$ 」の間に在りて其價格の變動極めて僅少なりしに、一八七五年には「 $16.5:1$ 」となり、更に一八八〇年には「 $18.04:1$ 」一八九五年には「 $21.66:1$ 」となり、銀價は僅々二十年間に半減するの暴落を來せり。茲に於てか銀價回復の問題は銀貨自由鑄造の復活と關聯

して朝野の問題となり、社會の多數は銀貨の自由鑄造に依つて一方に低落せる銀價を回復し、且は通貨を豊富ならしめて物價の騰貴を圖るべしとなし、當路者亦多數國民の意嚮を重んずるを以て政治上利益なりとし、世界の大勢に逆行して一八七八年のブランド・アリンソン條例及一八九〇年のシャーマン條例の制定を見たり。即ち前者は毎月二百萬乃至四百萬弗の銀塊を買入れ、之を以て量目四一二・五グレーン(純量目三七一二・五)の本位銀貨を鑄造するものにして後者のシャーマン條例は毎月の銀塊買入高を更に増加して一箇月四百五十萬オンスとし、之に對し大藏省紙幣を發行し、買入れたる銀塊は右大藏省紙幣の銷却に必要な場合、量目四二五・五グレーンの本位銀貨を鑄造することとせり。

一八七三年及一八九〇年の條例は、銀の自由鑄造を認めざりしと雖も、社會の需要を無視して毎月一定額以上の銀貨を流通市場に供給する

こととなりしかば、之が爲め一八七三年以來一八九二年迄に五億七千萬弗の通貨(銀貨、大藏省紙幣及銀證券)を増加し、且實際は市場に於ては金に對する比價  $\text{ratio}$  なる銀を以て、 $\text{ratio}$  の比價を有する本位銀貨を鑄造したるごとく、勢ひ金は流通市場外に驅逐せらるゝを免れず。加ふるに一八九一年乃至九三年に於てはベールング恐慌の後を受けて歐洲各國は英國を始めとして佛獨等何れも金の蓄積に努むるありて、金の合衆國より流出せしもの三年間に二億四千萬弗に上り、大藏省は金兌換に忙はしく金準備の維持著しく困難となりしに際し、同時に一八九二年の萬國貨幣會議の結果、銀の貨幣としての資格を認められず、金銀兩本位制の實行愈々絶望に歸せしかば、合衆國に於ても飽迄銀の購入を繼續する能はず、遂に一八九三年十一月の法律を以て一八九〇年のシャーマン條例を廢止せり。シャーマン條例の廢棄に依り、國庫は更に銀

買入を強制せらるること止みたりしも、金の流出著しく爲めに金兌換の請求は依然として衰へず國庫所有の金準備は一八九三年既に從來の慣例を破りて一億弗以下を示し、九四年には更に激減して六千五百萬弗となり、翌九五年には遂に五千萬弗の小額に陥りたり。大藏省は紐育銀行團より六千五百萬弗の金を借入れ、更に一八九六年には一億弗の公債を發行して國庫の金準備充實に努めたりしかば、一方金の流出比年絶えざりしに拘はらず、一八九六年七月には九千萬弗の金準備を維持し得たり。かくて合衆國政府の信用を回復し得たると共に、政界の趨勢亦一變し、同年に於ける大統領選舉には金本位制度を是認するマツキンレー大統領に擧げらるゝこととなり、合衆國本位制度の争は茲に一段落を告げ、翌一八九七年にはインデアナポリスに全國の主なる實業家の會合開かれ、金本位制度採用の急務なるを主張するありて、遂に一九〇〇

年三月の金本位條例の制定を見るに至れり。是れ即ち現行の貨幣制度なり、合衆國貨幣法の沿革略ぼ叙上の如し。以下各貨幣に就て述ぶべし。

(A) 金貨

一九〇〇年の金本位條例に於ては、一八三七年の貨幣法に於ける品位、量目を其儘襲用して、品位  $\frac{1}{10}$  量目二五・八グレーンの金を以て價格の單位とし之を一弗とすと規定せり。但し合衆國には一弗金貨存せず金貨は二十、十、五、二・五の四種に限られ、俗に十弗金貨をイーグル、二十弗をダブル・イーグル、五弗をハーフ・イーグル二・五をクォーター・イーグルといふ。二弗半の金貨は流通甚だ少し。合衆國に於ては次項に述ぶる如く、一弗銀貨亦本位貨幣として強制通用力を認めらるゝも、是れ單に金單本位制に移る過渡期に於て見る一時的の變體にして、銀貨は全然鑄造を廢止せられありて、其流通高常に一定

に維持せられ、合衆國に於て發行せられ及鑄造さるゝ各種の紙幣の價格は、總て金貨を標準として之と平價を保たしむることとなり、法貨の資格を有する政府紙幣の兌換亦金を以て行はれ殊に對外決済は悉く金を標準として行はるゝものなれば、今日に於ては合衆國の貨幣制度は理論上より言へば跛行本位制に外ならざるも、事實金單本位制の國と稱するを得べし。

一九一七年八月一日に於ける合衆國の金貨及金塊の現在高は總計三、〇八六、二一八、〇〇〇弗の巨額を算せるが、其中金貨として發行せられあるは七四八、二四八、〇〇〇弗にして、其他は金證券として發行せられ、又は聯邦準備紙幣及政府紙幣の準備として大藏省の手に所有せらる

(B) 本位銀貨

今日合衆國に存せる本位銀貨は一八七三年以後二十四年間に涉りて争はれたる銀自由鑄造問題の遺物にして、一八七八及一八九〇年の條例

件として本位銀貨の鑄造を認められあるも、一九〇四年以來鑄造を見ず、其現在高は最近常に右五億六千八百萬弗に一定せられあり。其中銀貨として發行されある額は七千萬弗内外にして他の一部は大藏省の所有に係り、大部分は銀證券として發行せられあり。されば本位銀貨の大部分は常に大藏省に累々として蓄積せられある譯にして、現に本年八月一日に於て其額四億七千三百餘萬弗を算せり。固より是等の本位銀貨は之を代表する銀證券の準備たるべきものなるは勿論なるも、此は單に名義に止まり、事實銀證券は其背後に本位銀貨の存すと否とに依りて、何等其流通力に影響を受くることなし。蓋し定位貨幣たる銀貨は、僅に對內的に名目價格を以て通用するのみにして、對外決済上何等の用をも爲さず、而して對內的に限られたる流通要具としては、政府の信用の存する以上同額の銀貨準備を必要とするの理由毫もなければな

に基きて、大藏省の買入れたる銀塊を以て鑄造したる一弗銀貨にして、本位貨幣として金貨と併びて強制通用力を附與せられあり。其量目は一七九二年に定めたるものと同様にして品位<sup>九</sup>の量目は四一二・七五グレンなり。其金に對する比價は 16:1 (15.383:1) にして、倫敦銀塊相場<sup>九</sup>の五九片臺に於ける銀價を標準とせるものなれば、一八八〇年以後銀價暴落の結果は一弗銀貨は全く定位貨幣となり、實價は名目價格の殆んど半ばに迄低落し、當時銀塊買入に従事したりし合衆國政府が、其無法なる條例維持の爲め、著しき窮境に陥り、果ては金準備の減退底止する所を知らざるに至り、遂に一八九三年銀買入を廢止したるは前言せる所の如し。

一八七八年及一八九〇年の條例に依りて買入れたる銀塊を以て鑄造せる一弗本位銀貨の現在高は五六八、二七〇、〇〇〇弗にして、一九〇〇年の金本位條例に於ては大藏省紙幣の銷却を條

り。かく今日合衆國の銀證券が事實に於て其名義の準備たる本位銀貨より獨立し、一種の政府紙幣として、政府の信用を基礎として自由に流通するものなる限り、合衆國大藏省に蓄積せられある四千七百萬弗の本位銀貨は全く死藏に等しと稱せざるを得ず。之が處分の問題は當然起るべきものにして、之も銀塊として賣却するは容易の事なれど、かくては國庫は多大の損害を蒙らざるべからず。或はシーガー教授(Prof. Seager-Principles of Economics, pp. 330)の如く、合衆國紙幣を以て銀證券を回收し、同時に銀塊を賣却し、其れより得たる金を以て合衆國紙幣の準備中に加ふべしとなせり。然れどもかくの如くして信用紙幣たる合衆國紙幣の著しく膨脹するは、同國貨幣制度の沿革上より甚だ好ましからざる所なるべく、シーガーの提議に賛する者極めて少き所以にして、本位銀貨は今日に至る迄依然と

し大藏省の庫中に堆積せられあるなり。

今次歐洲戰亂の結果銀價連りに暴騰を告げ、最近の電報は倫敦銀塊相場四八片半に達せしを傳ふ。而かも今日の銀需給關係より推して、銀價は尙ほ益々昂騰を續くるものと見ざるべからず。果してかくの如く銀價騰貴して、五二片となり更に五三片を唱ふること、ならんか、合衆國の從來常に問題となりし、大藏省に死藏せる巨額の銀貨及銀塊の處分甚だ容易となるに至るべし。合衆國政府がブランド・アリンソン條例及シャーマン條例に基きて、銀塊を購入せし一八七八年より一九〇二年に至る間に於ける銀價は、最高は一八七八年の五二<sup>九</sup>/<sub>六</sub>片、最低は一九〇二年の三九<sup>三</sup>/<sub>六</sub>片にして平均四八<sup>三</sup>/<sub>三</sub>片に相當すべし。されば合衆國は之を今日の相場四八<sup>一</sup>/<sub>三</sub>片にて處分するも、大なる損失を蒙むることなく、況んや五〇片以上の相場に於てをや。現時銀の供給殆んど涸渴して銀價の奔騰著しく、各國共に其

需要を充足する能はざる状態に在る際之に依つて四億オンス(世界銀產出額の二倍)餘の新規の銀供給をなし得るを得ば、銀價の突飛的昂騰を抑止するに與て大なる力あるべし。九月十日外電の報する所に依れば、紐育の大銀行ナシヨナル・シチー銀行に於ても茲に着眼し、大藏省に死藏せる銀貨銀塊を印度に輸出し以て目下圓滑を缺ける米印間の爲替調節を圖るべしと提唱せるが如し。合衆國政府果して之を處分し純然たる金本位制度となるや如何。

(C) 補助銀貨

本年八月一日に於ける補助銀貨の現在高は一九九、四七〇、〇〇〇弗にして、中發行高は一九四、九七五、〇〇〇弗なり。一九〇〇年の貨幣法に依れば、合衆國大藏卿は一八九〇年の條例に基き買入れたる銀塊を以て、社會の需要の程度に應じて補助貨を鑄造することを得。但しかくの如くして鑄造されたる補助貨の額は一億弗を

超ゆべからず。且其發行と同時に右銀塊の買入原價に相當する大藏省紙幣を銷却するを要す。補助銀貨は現在五〇仙、二五仙及十仙の三種にして、量目は本位銀貨より七分輕し。最初は補助銀貨も量目本位銀貨と同一の割合を保ち、無制限流通を認められありしも、銀價騰貴の爲め鑄潰するもの多かりしかば、一八五三年前記の如く量目を輕減し、自由鑄造主義を廢し且五弗を限り法貨の資格を附與したりしなり。其後一八七九年法貨の制限を高めて十弗となし次て現時に及べり。

此外五仙の白銅貨及一仙銅貨あり。

三、政府紙幣

合衆國に以て政府の責任を以て發行する紙幣に金證券、銀證券、大藏省紙幣、合衆國紙幣及新聯邦準備紙幣の五種あり。茲に等しく政府紙幣と稱し政府の發行し又は發行せし紙幣なるも其内容は全然異なるものあり。右の中金證券、銀證

券は共に代表紙幣 (Representative paper money) と稱せらるべきものにして、金證券は等額の金貨及金塊に對し、銀證券は等額の本位銀貨に對し發行するものにして、其流通額は金及銀貨の現在高を越ゆる能はず、通貨としての效用は金銀貨と何等異なることなく、唯流通に依り貨幣の磨滅するを防ぎ、携帯に便なる位にして、近世の通貨制度上に於ける紙幣の妙用は、此種の代表紙幣には到底期すべからざるなり。大藏省紙幣及合衆國紙幣は、共に元來は政府が財政の都合上發行したる不換紙幣なるが、今日に於ては金準備を有する兌換紙幣となり、大藏省紙幣は漸次銷却するべきものにして今日流通高も僅に二千萬弗に足らざる少額なるも、合衆國紙幣は發行高の制限額三億四千六百萬弗迄は常に發行することを得べく、今日に於ては政府直接發行の兌換紙幣として、合衆國通貨の重要な部分を成せり。通常政府紙幣といへば、大藏省紙

幣及合衆國紙幣の二種を指す。聯邦準備紙幣は其發行の責任大藏省に在するも、其發行は各準備銀行を介して行はるゝものにして、四割以上の金準備を有し、商業手形を引當てに發行せられ恰も銀行券たるの性質を備ふ。而して茲に述べたる五種の政府紙幣の中法貨として公私の支拂上無制限に強制流通力あるは合衆國紙幣及大藏省紙幣の二種にして、是等は通常法貨紙幣 (Legal tender notes) と稱せらる。金證券及銀證券は關稅、租稅、其他一般の公納には無制限流通力を有し、且合法貨幣の一種として、國立銀行及準備銀行等の法定準備金中に算入せらるゝも完全なる法貨に非ざるを以て、民間の取引に於ては無制限に流通するの資格なし。準備紙幣は後に詳説せるが如く、通貨膨脹を虞れ準備銀行、其組合銀行及租稅、關稅其他一般公租の支拂に對しては、無制限に流通するも、個人間の取引に於ては法貨たるの資格を認めず、且準備組合

銀行は之を法定準備金中に入るゝを禁せらる。以下各紙幣に就て細説を試みる。

(A) 金證券

金證券とは Gold Certificate を譯したるものなり。Gold Certificate は金貨及金塊の預託に對して發行さるゝ預り證 (Receipt) に外ならずして、恰も貨物を倉庫に委託して之に對して倉庫證券の發行さるゝと同様のものなり。故に Gold Certificate は金券又は金證券と譯するを適當とすべし。金證券の發行は一八六三年三月の法律に依りて始めて定められたるものにして、額面は二十弗の一種に限られ關稅の納入に用ゐらるべきものとされしが、其實際に發行を見たるは一八六五年十一月よりの事なり。一八七八年の法律に於て一般正貨支拂を容易にする目的より、之か發行を禁止せられしも、其後一八八二年に至りて大藏省所有の全現在高が一億弗を下らざるを條件として、再び發行を認めらるゝことゝな

れり。大藏省保有の金準備が一億弗以下となるに於ては、金證券の發行を禁止するの規定は一九〇〇年の條例中にも存する所にして、かくの如き場合は社會に正貨其物の必要なるを示せる徴候なれば、一方に金の兌換を爲し他方に金證券を發行するは矛盾なるに由るなり。一八九三年以後金準備減少して一億弗以下を示せること數年の久しきに涉りしかば、金證券は遂に一九〇〇年迄發行せらるゝことなかりしが、一九〇〇年の金本位條例に依り其發行を再開することゝなれり。

一九〇〇年の條例は金證券の發行に就て稍々詳細な規定を設けたり。即ち左の如し。

- (1) 金證券は關稅、租稅其他一般公の債務支拂に就き強制通用力を有すること。
- (2) 國庫に受入れたる金證券は再發行をなすを得ること。
- (3) 國立銀行は之を以て法定準備金に充當する

を得ること。

- (4) 大藏省保有の金準備一億弗を下る時は發行を禁止すること。

- (5) 國庫の一般基金に於て合衆國紙幣及銀證券の總額六千萬弗以上を有するに至りたる時は大藏卿は任意之が發行を停止するを得ること。

- (6) 額面は最低二十弗にして總額の四分の一は五十弗以下なること、又一萬弗の指圖式金證券を發行することを得ること (金證券の額面は其後一九〇七年の法律を以て最低十弗とせられたり)

金證券は關稅、租稅其他一般の公の債務支拂に於ては無制限に流通するも、法貨の資格を認められざれば、個人間に於ては強制通用力を有せず。但し國立銀行は法定準備に充當することを得べく、準備銀行亦其發行紙幣及預金に對する準備に充つるを妨げず。金證券は元來額面概

ね大にして多く銀行の準備として用ゐられしものなるが、今次の戦争後金の合衆國に流入し來るもの巨額に達し、従つて金證券の發行高も著しく増加を告げ、一九一五年一月一日現在には僅に九億二千萬弗なりしもの、一九一六年一月一日には十二億八千萬弗となり、本年一月一日には十六億六千萬弗、更に本年八月一日には十七億三千万に増加し、之に準備紙幣の準備として國庫に預託せられある四億一千万弗を加ふる時は、實に二十一億弗の多きに達し、今日に於ては銀行の取引臺を越えて自由に授受せらるゝを見つゝありといふ。之が爲め金貨濫用の嫌ありとして、銀行家の間には金證券の額面を現在の最低十弗より五十弗に引上げしと唱ふる者生ぜり。此は準備紙幣を以て金證券に代らしむべしとする當局者の意見と相策應するものにして金證券の將來に關する根本の問題と關聯すれば最後に説く所あるべし。

(B) 銀證券

銀證券は金證券と同様代表紙幣の一種にして本位銀貨の預託に對して發行さるゝものなり。銀證券の發行は一八七八年のブランド・アリン條例に依つて認められたるものにして、最初は額面十弗以上なりしが一八八六年の法律に依りて一弗、二弗及五弗をも發行するを得るに至り、更に一九〇〇年の金本位條例に於ては額面を十弗以下とし、總額の一割以内を限り二十弗、五十弗、百弗となすことを得ることとなり以て今日に及べり。銀證券は金證券と同様關稅、租稅其他一般公の債務支拂上通用力を有し、且合衆國幣として國立銀行及準備銀行の準備金に充當せらるゝことを得るも、法貨としての資格を認められざるを以て民間取引に於て強制通用力を有せず。銀證券は要求次第本位銀貨と兌換せらるゝは勿論、習慣上金貨との兌換も行はるゝを以て、一方に其發行額が本位銀貨の現在高の

一定せるに由りて制限せられあるを以て能く金貨と平價を維持せり。

(C) 一八九〇年大藏省紙幣

一八九〇年の大藏省紙幣は同年のシャーマン條例實施の結果生れ出でたるものにして、一にシャーマン紙幣 (Sherman Note) 又は鑄貨紙幣 (Coin Note) と稱せらる。詳言すれば合衆國政府は一八九〇の條例に基き、當時の市價を以て毎月銀塊四百五十萬オンスを買入れしが、之に對して發行したる大藏省紙幣の銷却し盡されずして今日に残れるものなり。一八九〇年の條例に依れば、大藏省紙幣は法貨として無制限流通力を有し、金貨又は銀貨を以て銷却せらる。今日に於ても依然法貨の資格を有し、次項に述ぶる合衆國紙幣と共に法貨紙幣 (Legal tender notes) と稱せらる。

大藏省紙幣の發行高は一五五、九三二、〇〇一弗に達せしも、其後漸次に銷却せられ、一九〇

〇年には七千五百萬弗を残すに過ぎざりしが、同年の金本位條例に於ても之が銷却の規定を設け、一八七八年及一八九〇年の條例に依り購入したる銀塊を以て、本位銀貨の鑄造をなしたる時は、同額又は銀塊買入原價に相當する大藏省紙幣銷却を爲すべきこととせられ、且國庫は其收入に受入るゝに従つて銷却し來りしを以て、今日に於ては僅々二百萬弗内外の流通を見るのみとなれる有様なれば、此種紙幣が合衆國通貨中より消失する遠きに非ざるべし。

(D) 合衆國紙幣

合衆國紙幣は一に綠背紙幣 (Green back note) と稱せられ、一八六二年南北戦争の際政府が戰費を調達する手段として發行したる所にして發行制限額は最初は一億五千萬弗なりしが、更に二回の擴張に依り遂に四億五千萬弗とされたり。合衆國紙幣は法貨の資格を認められしも、通貨膨脹及國庫金貨の涸渴の虞を防ぐ爲め、關



税及國債利子の支拂には強制通用力を認められざりしが、一八七八年金兌換の途確立し金紙平價を維持するに及んで、總ての公私支拂上法貨の資格を認められ以て今日に及ぶ。

合衆國紙幣は發行の目的全く緊急臨時の収入を得るに存し、戰後政府財政の整理と共に漸次回收すべきものにして、殊に紙幣と金との間には著しき價格の開きを招き、甚しき時は七割にも達せし程にて、爲めに政府財政上の損害は固より商業社會の蒙むれる影響甚だ大なるものありき。されば健全なる通貨を合衆國に供給せんと欲する者は何人も不換紙幣たる合衆國紙幣の銷却を急務なりとせり。然るに一般社會殊に中西部の農業地方に於ては、通貨即ち資本なりとの觀念を懷き、通貨の供給潤澤なれば以て未開の富源を開拓し、經濟界の繁榮を期し得べしとなし、此見地より合衆國紙幣の銷却に極力反對を表せしかば、極端なる民主主義の合衆國のこ

とて、當局者亦自己の信念を繼して社會多數の要求に副はざるべからざるに至り、議會亦綠背黨(Green Back Party)割據して、通貨膨脹主義の下に運動を繼續したり。

されば南北戰爭後の一八六六年の法律は、公債を發行して合衆國紙幣の銷却をなすの方針を定め、一八六五年の三九〇、一九五、七八五弗より一八六七年度の三億五千六百萬弗に迄減少するを得たりしに、翌一八六八年には議會は紙幣の銷却を廢止するの法律を通過し、加之當時の大藏卿は一度回收されたる紙幣の再發行をなし、爲めに發行高は漸次増加して三億八千餘萬弗を示すに至りしが、一八七四年の法律は合衆國紙幣の最高發行額を三億八千二百萬弗と定め、益々通貨膨脹の勢を導き出せり。かくの如き有様なりしかば一八七五年の法律は、合衆國紙幣の銷却及一八七九年以後は金貨と兌換せらるべきことを規定したりしも、一八七八年に至りて愈々

金貨兌換を開始するに及び、紙幣の銷却は之を廢止し發行高を當時の現在高三四六、六八一、〇一六弗に止め、回收されたる紙幣は再發行を爲すことを得ることとし、合衆國紙幣の銷却は茲に全然廢棄せられ、永久通貨として存在することとなれり。尤も一八七九年迄は不換の政府紙幣にして、従つて弊害の伴ふを免れざりしも、同年以後大藏省は之に對して相當の金準備を維持し、兌換に應ずることとなり兌換の政府紙幣たるに至りしかば、從來著しかりし金紙の開きは殆んど絶無となれり。

一九〇〇年の金本位條例は合衆國紙幣の金貨兌換及再發行のことを規定し、且之に對して保有すべき國庫の金準備に關する規定を設けたり。合衆國紙幣の發行高は大藏省の保有に係るものをも合せて常に前記三億四千六百餘萬弗に一定せられあり。紙幣の額面は最初は十弗以下の小額のもの存せしも、一九〇〇年の條例に於

て之を十弗以上と定め十弗以下のものは回收するに從つて十弗以上のものと交換すべく、同時に銀證券の十弗以上を回收して十弗以下と交換發行することを定め、以て銀貨及銀證券は成可く日常の流通貨幣(Pocket money)に充てしむると共に、合衆國紙幣は之を銀行の準備金及交換決濟資金等に用ゐしめんとするの方針を執りたり。其後小額紙幣の需要増加の爲め、一九〇七年の法律を以て必要の場合一弗、二弗、五弗のもの發行するを得ることと定められ現に本年二月以來此規定の下に一弗及二弗の合衆國紙幣の發行を見つゝあり。

最後に政府紙幣發行準備に就て一言すべし。合衆國紙幣は一八七九年より、又一八九〇年大藏省紙幣は當初より金貨兌換を行ひたりしが、之に對する金準備は法律上何等規定せず、唯習慣上一億弗の金を國庫に保有するの方針を執りたるに於て、一八八二年の法律に於て國庫の金準備

一億弗を下る時は、金證券を發行することを得ずとの間接的規定あるに止まりしが、一九〇〇年の金本位條例に於ては、兩種政府紙幣兌換の爲め一億五千萬弗の金準備を保持すべきこととなり、若し右金準備にして一億五千萬弗を下るに於ては、(1)國庫の一般基金中の金貨との兌換に依り、回收されたる紙幣と引換へ、(2)國庫若しくは支金庫に於て金貨の預託を受け、之に對して紙幣を交付するか、又は(3)回收されたる紙幣を以て金貨、金塊の買入を爲すかの方法を以て準備の回復を講せざるべからず。若し右の方法に依るも尙ほ所期の目的を達する能はざる時又は金準備の一億弗を下れる場合には、政府は三分利以内の公債を發行し其手取金を以て金準備の充實を圖ることを要すとせられ、以て政府紙幣に對する兌換の途を確立したり。

(五) 聯邦準備紙幣

此は新銀行制度の主要部分をなし、且將來の合衆國通貨制度を支配するの職務を有すべきものなれば、第五に於て別に一節を設けて説く所あるべし。(次號完結)

物價の暴騰と其調節  
に就て(下)

高城仙次郎

三 物價は人爲的に調節し得るや

物價は貨物の需用と供給との關係に依りて定まるものであつて、需用が多く供給が少ければ騰貴し、需用が少く供給が多ければ下落するのであるから、物價は人爲的に左右すること不可能であると信じて居る者が少くない様である。されば、吾人が以下本篇に於て物價調節の可否を論ずるに當りて先づ最初に物價が人爲的に調節し得るものであるか否かを講究せねばならぬ蓋し若し物價が人爲的に左右すること能はざるものであるならば、其の當否を論ずるは徒勞と云はなければならぬからである。

されど此問題の解決を試みるに當りて特に吾人の注意を要する點は物價調節に廣狹二様の意義の存して居ることである。狹義の物價調節とは或る一二若しくは四五の特殊貨物の市價を人爲的に左右することを云ふのであつて、大隈内閣が大正四年に試みたる米穀調節又は寺内内閣が最近實施せる米穀類及其他六種の貨物の市價調節は即ち其一例に外ならない。次に廣義の物價調節とは物價平準の調節、換言すれば、一般物價の調節の謂である。此廣狹二義の物價調節は決して同一のものでなく、兩者は常に個々別々に研究す可きものであることを忘却してはならない。蓋し狹義の物價調節に在りては、大隈内閣の米價調節に於けるが如く、一種又は數種の貨物の市價を人爲的に騰落せしむることを主眼とし、他の貨物の相場が夫れが爲めに蒙る可き影響に就きては何等顧慮する所なきを常とするものなるが、廣義の物價調節に在りては物價

平準、即ち一般物價を人爲的に左右することを以て其目的とし、特殊貨物の市價の高低に就きては特に注意を拂ふことがないからである。故に吾人は先づ個々の物價は果して人爲的に左右し得るものなるや否かを研究し、次に一般物價の調節に論及し度いと思ふ。

或る特殊の貨物例へば、米穀の市價が假りに下落せりとせば、そは勿論其需用が減少せるか或は供給が増加せる爲めであるが故に、若し人爲的に米價を引上げんと欲せば、米穀の需用を増進せしむるか、或は其供給を收縮せしむれば目的を達し得るのである。米穀の需用と供給とは自然的現象であつて、其自然的原因に依りて定まる米價も亦自然的現象であるが故に、之を人爲的に左右せんと試みるは徒爾であると論ずる者が少くないが、此種の論者は需用と供給と云ふと消費と生産とを混同して居る様に思はれる。根本的又は永久的見地より論ずれば、米